

令和5年 2月27日

開会 午後2時37分

閉会 午後4時34分

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 第1号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）
- 第4 議員提出第1号議案 北はりま消防組合議会個人情報保護に関する法律施行条例制定の件
- 第5 第2号議案 北はりま消防組合個人情報保護に関する法律施行条例制定の件
- 第6 第3号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件
- 第7 第4号議案 令和5年度北はりま消防組合一般会計予算
- 第8 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（6名）

- 1番 東野敏弘君
- 4番 藤本一昭君
- 5番 浅田康子君
- 6番 丸岡弘満君
- 7番 大畑一千代君
- 8番 足立吉継君

4 欠席議員（2名）

- 2番 原田久夫君
- 3番 小松志津雄君

5 説明のため出席した理事者（18名）

管理者

西脇市長 片山象三君

副管理者

加西市長	西村和平君
加東市長	岩根正君
多可町長	吉田一四君
西脇市副市長	藤原良規君

消防担当課長

西脇市防災安全課長	藤原広三君
加西市総務部次長兼危機管理課長	鈴木豊寿君
加東市防災課長	長谷田克彦君
多可町生活安全課長	吉井三博君

消防本部

消防長	東田幸策君
参事	石井満君
消防部長	小西康夫君
警防部長	小林克樹君
西脇消防署長	菅野敏行君
加西消防署長	飯尾昌弘君
加東消防署長	森脇浩君
総務課長	足立吉則君
企画財政課長	岩城雅史君

5 出席事務局職員（3名）

総務課長	足立吉則君
総務課副課長	藤本忠孝君
総務課主任	山口令君

○議長（浅田康子君） 定刻になりました。第47回北はりま消防組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多忙のところ御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、片山管理者から御挨拶を頂きます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第47回北はりま消防組合議会定例会を開会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、本定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席を頂き、また、日頃から当組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、年が明けて2か月の間に、既に12件の火災が発生し、そのうち建物火災が6件、林野火災が2件、その他の火災が4件となっています。

先月、中国縦貫道で北はりま消防の水槽車と遭遇することがありました、たまたまですけども。後で確認いたしましたら、加東市のきよみず郷の建物火災に対して、現場周辺には水利がないことから、即時応援として加西消防署から出動したと聞きました。

火災現場の対応に当たっては、現場を管轄する加東消防署から消防車2台と署指揮隊、東条出張所からタンク車と資機材搬送車、そして応援部隊として西脇消防署からはタンク車、加西消防署からは水槽車、本部から指揮隊が出動し、合計車両8台と28名の隊員が活動し、北はりま消防として組織的な現場活動が展開をされました。

これはまさに組合消防の強みであり、今後も署所間の連携及び機動力の強化によって、スケールメリットを最大限に発揮できる体制の構築を進めたいと考えております。

本日、提案させていただく案件につきましては、御案内のとおり、補正予算1件、議員提出議案を含む条例制定3件、当初予算1件でございます。

慎重に御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（浅田康子君） 管理者の御挨拶が終わりました。

午後2時37分 開会

開 会 宣 言

○議長（浅田康子君） 加西市の原田久夫議員、加東市の小松志津雄議員の両名につきましては、北はりま消防組合議会会議規則第2条第1項の規定に基づく欠席届が提出されておりますので、御報告を申し上げます。

ただいまの議員の出席数は6名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、第47回北はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

総務課長より報告させます。

足立総務課長。

○総務課長（足立吉則君） 命によりまして御報告いたします。地方自治法第121条の規定による説明のため、本定例会に出席を求めた出席者は、お手元の地方自治法の規定による出席者名簿のとおりでございます。

次に、監査委員から、定期監査結果報告書及び例月出納検査結果が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（浅田康子君） 以上をもちまして、報告は終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浅田康子君） これより、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第63条の規定により議長から指名いたします。

6番、丸岡弘満議員、7番、大畑一千代議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（浅田康子君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田康子君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 第1号議案

令和4年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（浅田康子君） 次に、日程第3、第1号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第1号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

提案の主な理由につきましては、令和4年度の各事業費の確定または執行見込みによる減額等によるものでございます。

次に、補正予算の内容でございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,387万9,000円を減額し、その総額を23億9,355万8,000円に改めようとするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、2ページから5ページにございます「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

令和4年度、5年度の2か年で計画しておりました小型動力ポンプ付水槽車の更新整備につきましては、新型車認可に伴う規制の強化及び半導体等の車両部材の生産能力低下に伴い計画期間内での納入が困難なため計画を見直す必要が生じたことから、6ページにございます「第2表 債務負担行為補正」のとおり、債務負担行為を廃止いたします。

第3条は、地方債の補正でございます。

高規格救急自動車1台の更新整備に係る事業費の確定により、6ページにございます「第3表 地方債補正」のとおり、起債の限度額を変更いたします。

なお、歳入歳出予算補正の詳細な内容につきましては、補正予算説明書の事項別明細書に記載をいたしております。

また、20ページ以降に、給与費明細書補正及び債務負担行為補正に関する調書を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上、第1号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論を終わります。

これより、第1号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浅田康子君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議員提出第1号議案

北はりま消防組合議会個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

○議長（浅田康子君） 次に、日程第4、議員提出第1号議案 北はりま消防組合議会個人情報の保護に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東野議員。

○1番（東野敏弘君） 議員提出第1号議案 北はりま消防組合議会個人情報の保護に関する条例の制定の件について、説明を申し上げます。

議案の要旨を御覧ください。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法制の一元化を目的に個人情報の保護に関する法律が改正されましたが、地方議会においては当該法律の適用対象外となり、議会における個人情報の取扱いは法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねられることとされました。

このため、議会における個人情報の適切な取扱いに関し、必要な事項を定める必要が生じたものでございます。

次に、制定の内容ですが、第1条から第3条までは総則として目的や定義について、第4条から第16条で個人情報等の取扱いについて、第17条で個人情報ファイルについて、第18条から第30条で保有個人情報の開示について、第31条から第37条で保有個人情報の訂正について、第38条から第43条で保有個人情報の利用停止について、第44条から第46条で審査請求について、第47条から第51条では雑則として適用除外や委任規定等を、そして第52条から第56条で罰則について、それぞれ定めております。

なお、この条例の施行期日は令和5年4月1日とします。

また、この条例の制定に伴う関係条例の一部改正として、附則第2項で北はりま消防組合行政不服審査会条例の一部を改正し、行政不服審査法第81条第4項に基づく規定及び文言の整理を行っております。

以上、議員提出第1号議案 北はりま消防組合議会個人情報の保護に関する条例制定の件の説明とさせていただきます。

御審議の上、原案どおり可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。

通告に基づき、発言を許可します。

7番、大畑一千代議員の発言を許可します。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） それでは、通告に基づきまして御質問をさせていただきます。

この議案の内容についてはですね、これはもうデジタル化の推進ということでやむを得ないというふうには思うんですが、ただ一つ、開示請求の手数料250円というふうにかかれております。これは以前にも申し上げました。もう数年前になるんですけども、申し

上げました。この開示請求手数料については無料とすべきだ、じゃなかったかと。広域化の当時に、そういうことを申し上げました。この際にですね、やはり無料にするというそういうことをしてほしかったのですが、理事者側のほう、次に出てきます第2号議案ですね、それも同じなんですけども、250円のままということになってございます。無料にするというお考え、検討はされたのか、なされなかったのか。その辺りについて御説明をお願いいたします。

○議長（浅田康子君） 東野議員。

○1番（東野敏弘君） 大畑議員の質疑にお答えをします。

開示請求の手数料について、従来どおり1件250円と有料にしているが無料にする考えはなかったかとの問いですが、検討させていただいた結果、無料にすべきではないとの結論になりました。

その理由ですが、私は2点あると考えています。

まず、西脇市議会においてもこの条例、関係する条例、去年の12月定例会において議論を尽くしました。最終的には議論の結果、理事者の提案どおり、従来どおり手数料を有料とすること、コピー等の実費を徴収することに同意をいたしました。北はりま消防組合は西脇市の条例に準拠して条例制定をしていますので、今回の提案となりました。

関連して申し上げますが、私も所属している播磨内陸医務事業組合ですが、先日の議会で加東市条例に準拠するというので、手数料を無料にする条例の提案がありました。私や西脇市の議員は西脇市の決定と異なりましたが、議員協議会で自分の考えを申し述べた上で賛成をさせていただきました。広域行政の運営は、管理者のおられる市町の条例を尊重することが必要だと考えるからです。播磨内陸医務事業組合の管理者である西村加西市長におかれましても、加西市は有料の条例を可決されたと聞いていますが、加東市の条例に準拠するというので手数料条例の無料を提案されたと思います。

2点目ですが、広域行政の運営を考える際、より効率的に運営を行い、より市町の負担金を少なくすることが必要だと考えます。北はりま消防組合に対する情報の開示請求は、先ほど私が事務局に尋ねました、どういうふうな開示請求の申請があったのか。そのほとんどが火災やまた救急の際、保険申請に係る原因証明に関するものだという説明を受けました。個人の利益に関するものですので、個人負担になっても公平性の観点からも私は問題ないと考えるからです。また、個人負担のハードルを設けることで、不要な職員の仕事を増やすことを防ぐと考えるからです。手数料を無料にすることで、少額とはいえ北はりま消防組合の費用が増えることは、強いては各市町の負担金が増えることにつながります。そうした観点からも、今回の提案になったということを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） まず一つ、1点申されました管理者がいる西脇市の条例、これ

をベースに考えていくというようなことであったかと思えます。それならば、以前、加東市が管理者をしておったときもご置います。そのときは、そのときも既に加東市は無料でご置いました。なのに、なぜなのか。それは理屈が通らないと私は思っています。

それから、負担金が増えるというふうにおっしゃいましたが、これは負担金公平で適正であればこれはもう負担金が増える、そのことについてはもう致し方がない、こういうふうには私は思っています。

それぞれの市町がどういふふうなまちづくりを進めておられるかというのは分かりませんが、承知していませんが、加東市は参画と協働、「協働のまちづくり」というものを標語にしています。そういうことをするにつけてですね、やはり情報の公開、情報の提供というものが非常に大事になってきよう、こういうことを思っています。そういう考えの下で情報の開示請求、個人情報であれ公文書の開示請求であれされる、それについて負担金を求める、請求について負担金を求める。これはいかなものかということで、加東市においては全会一致で情報公開条例、個人情報保護条例、市のほうも議会のほうも無料にしたということでご置います。全会一致でご置います。私はそういうことですね、まちづくり、協働のまちづくりを進めるためには、こういうところで負担金を、市民に負担をさせるべきではない、そういうふうな考えでありますが、提案者の御意見はいかがでしょうか。

○議長（浅田康子君） 東野議員。

○1番（東野敏弘君） 大畑議員の御質問という形はよく理解ができます。一般論としていろいろな住民の方々が情報公開を求める。そして、その中でこういった情報公開をする中で協力を得て、まちづくりを進めていく。これは絶対進めないといけない、そういうふうな課題だろうと思っています。

そして、そういうふうな中で不要な個人負担というのはどうかというその御意見も、私個人としては理解できる部分があります。ただし、この北はりま消防組合の構成という形で考えたときに、先ほど確かに当初、設立当初は加東市の管理者の下で運営をされた。多分、その段階では、加東市の条例という形で準拠されていたんだろうと思っています。でも、今現在においては、西脇市の条例に準拠して事務局は動いているということも理解いただきたい。

先ほど紹介しました播磨内陸医務事業組合、今管理者は3年交代という形になって西村加西市長がなられてますが、やはり設置されている場所、当初から加東市の条例に準拠するということがなされます。そういうふうなことというのは、それぞれの市町の歴史、加東市の場合は従前から無料というそういうようなことがあったそうですが、西脇市の場合は反対にまた従前から有料という形でした。そういう点では違いがあるわけですが。違いがあるけれどもその中の合意点ということで、より広域である市民の生命、財産を守るために北はりま消防組合という広域の行政をつくり上げてきていま

す。管理者の中でも、そういうような中でそれぞれの市町の違い、そういうふうな部分では横に置いて、管理者なり準拠してるその市町の条例に沿って提案がされているんだろうという形で思っています。そういうふうなことで、議会に関係してもその方向でさせていただきます。

負担金という形の問題がありました。せんだって大畑議員が市町の負担金の問題という形のことを熱心に一般質問をされてるということ、昨年私も聞かせていただきました。その部分については、ぜひ管理者間でしっかりと話し合いをしていただきたいということも、私もその本会議の場で述べました。これで言ってるのは、私は広域行政の場合は広域の目的、その目的を達成するために、それ以外のいろんな部分についてはやっぱり極力経費削減ということをするべきだろうというふうに思っています。職員の配置の問題、またいろんな事務局に関係する費用、そういうものを減らしていく。そういうことで、最終的には負担金を、全体の負担金を減らしていく。それと、それぞれの分担金の負担割合ということはまた大畑議員も意見があるだろうと思いますが、私はそういうふうなつもりで今回の提案という形でさせていただきますということ、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（浅田康子君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論を終わります。

これより、議員提出第1号議案　北はりま消防組合議会個人情報保護に関する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長（浅田康子君）　御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5　第2号議案

北はりま消防組合個人情報保護に関する法律施行条例制定の件

○議長（浅田康子君）　次に、日程第5、第2号議案　北はりま消防組合個人情報保護に関する法律施行条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君）　第2号議案　北はりま消防組合個人情報保護に関する法律施行条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。

制定理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法制の一元化を目的に個人情報の保護に関する法律が改正され、当該法律の施行に関し、必要な事項を当該条例において定めようとするものでございます。

次に、制定内容でございますが、まず第1条に趣旨を、第2条では用語の定義について定めております。第3条では、開示請求の手續に関し、開示請求書への追加記載事項について、第4条及び第5条では、開示決定等の期限について、第6条では開示請求に係る手数料並びに写しの作成、及び送付に係る費用の負担について定めております。

第7条及び第8条では、訂正請求又は利用停止請求の手續に関し、請求書への追加記載事項について、第9条では施行状況の公表について定め、第10条では委任規定を設けております。

なお、附則第1項において、この条例の施行期日を令和5年4月1日としております。附則第2項では、北はりま消防組合個人情報保護条例の廃止を、附則第3項から第7項までは、罰則を含む北はりま消防組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を定め、附則第8項及び第9項では、この条例の施行に伴う北はりま消防組合手数料条例及び北はりま消防組合行政不服審査会条例の一部改正を行うものでございます。

以上、第2号議案 北はりま消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（浅田康子君） 通告に基づき、発言を許可します。

7番、大畑一千代議員の発言を許可します。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） これも先ほどと同様でございます。従来どおり250円の、1件250円の有料化ということをされておりますが、無料にする考えはなかったか、改めて伺いたします。

○議長（浅田康子君） 小西消防部長。

○消防部長（小西康夫君） これまでも大畑議員から、開示請求の手数料につきましては無料とすることの考えはないのかとの御質問がございました。その際に、手数料を有料として250円を徴収する経緯や根拠につきましては、これまでの議会等で答弁をさせていただき、また無料化についてもその後の管理者会において検討されましたけれども、従前と同様の250円を徴収することに決定をされております。

そのような経緯の中で、このたびの条例制定に伴いまして、改めて構成市町の手数料について聴取しましたところ、西脇市と加西市は300円を徴収、そして加東市及び多可町は無料として可決をしている現状でございます。

そのことから、当組合発足当時から構成市町においては状況の変化がございません。そういう中で、当組合の手数料を今回無料に改めることではないと判断されたことから、

引き続き手数料を徴収させていただくことを管理者会で決定しておりますので、今のところ250円を無料とする考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） よろしいでしょうか。

これで7番、大畑一千代議員の質疑は終わります。

その他、質疑はございませんか。

質疑は終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論を終わります。

これより、第2号議案 北はりま消防組合個人情報保護に関する法律施行条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浅田康子君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第3号議案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件

○議長（浅田康子君） 次に、日程第6、第3号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第3号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。

制定理由につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制などを導入するほか、暫定再任用制度、60歳を超える職員の給与の取扱い等について所要の措置を講ずるものでございます。

次に、制定内容でございますが、まず第1条では、地方公務員法の改正に伴い、北はりま消防組合職員の再任用に関する条例を廃止する旨を規定しております。

次に、第2条では、北はりま消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例において、引用規定の条項を改め、第3条では、北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する

る条例において、60歳を超える職員の懲戒処分による減給額の上限を給料月額の10分の1相当額とする旨を規定しております。

第4条では、北はりま消防組合職員の定年等に関する条例において、主に4点について規定をしております。

1点目は、定年年齢を60歳から65歳に引き上げるとともに、附則において経過措置として2年に1歳ずつ段階的に引き上げることを規定しております。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢制として、管理監督職の職員については、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に、管理監督職以外の職に降任することを規定しております。

3点目は、定年前再任用短時間勤務制として、60歳に達した日以降に退職した職員について、本人の希望により定年退職日相当日まで短時間勤務の職に任用できることを規定しております。

4点目は、情報提供・意思確認制度として、60歳に達する年度の前年度に当該職員へ60歳に達する年度以降に適用される任用・給与等の情報を提供するとともに、職員の60歳に達した日以降の勤務の意思を確認することを規定しております。

続いて、第5条では、北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、引用規定の条項を改めるとともに文言の整理を行い、第6条では、北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例において、管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う所要の改正を行うものです。

また、第7条では、北はりま消防組合職員の給与に関する条例において、60歳に達した職員の給料を7割水準とするほか、定年前再任用短時間勤務職員の給料について規定し、文言の整理等を行うものです。

最後に、附則において施行期日は令和5年4月1日とし、情報提供・意思確認制度に関する規定については、公布の日としております。

また、定年の段階的引上げが完成するまでの経過措置として、現行の再任用制度と同等の暫定再任用制度の措置等について規定しております。

以上、第3号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。

通告に基づき、発言を許可します。

7番、大畑一千代議員の発言を許可いたします。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） この議案の地方公務員法、上位の地方公務員法が改正されてそれに基づくものというのは重々承知しておるわけですが、1つ目には消防職とい

うところに管理監督職勤務上限年齢制、役職定年制ですね。これが本当にこの導入が必要なのか、ふさわしいのかというのは、私はどうも疑問に思うんですよ。そういう導入が本当に必要なのかということをもまずお聞きしたい。

それから、この2番も関連するんですけども、今皆さん方、部長、課長で長く現場から離れておられるんじゃないかなとも思うんですよね。そういった人たち、今はもう指揮命令ですよ、それに徹しておられるのかなと、こんなふう思うんですけども、それが今度現場に出て消防活動、救助救命活動をしていただくことになるのかなと思うんですよ。それが本当に円滑にできるのかどうかというのが、非常に心配なんです。要は、これまで部下であった人が上司になって、上司であった人が下へ降りて、課長補佐級に降りるということでしたかね。そういった形で、現場とか救急救命活動の中で指揮命令、こういったことがちゅうちょなくできるのかどうか、その辺りが一番心配なんです。どういうふうにご考えておられるか。

それから、これも関連するんですけども、役職定年になられる、60歳になられるそういった方々が、本当に現場で走り回ったりすることができるのか。管理職になられて数年現場から離れておられて、体力的にも普通60歳ということであればまだまだ元気なのかも分かりませんが、消防職に求められる体力というのは私どもが普通に考えてる私どもの体力とはもう全然違うわけですし、そういった形で本当に現場で対応ができるのかどうか、この辺が非常に心配なわけです。

そして、そういうことができなかつたとすればですね、パワーハラスメントだったり、立場が逆転しますけどもパワハラとかですね、そういったことにつながらないか。そこら辺が非常に心配するわけです。よく言われるのは、もうこの役職定年をすれば定年になった人のモチベーションは下がるというのは、確実に言われてますよね。そういったところからですね、何かこう働きづらい職場になってしまうのではないかなと、こういうふうな気がします。役職定年になられた方も大変ですけども、人の人命に関わる作業をしてもらわないといけませんから、特に消防職であったり例えば警察官であったり自衛官であったりというのに、本当に役職定年制というのが必要なのかなと。これまで培われた技術・知識ですね、そういった経験とかを十分に生かしてもらいたいなというふうに思うんですけども、そういったことがこの役職定年制、大丈夫なのか。そこら辺のお考えを1つずつでも結構ですし総合的にも結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（浅田康子君） 小西消防部長。

○消防部長（小西康夫君） 今、大畑議員から4つの質問がされたと思います。順次お答えさせていただきます。

まず1点目、今回の法改正によりまして管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入が必要かという質疑だったと思うんですけども、これに関しましては管理監督職勤務上限年齢制の導入の趣旨、これにつきましては職員の新陳代謝を計画的に行うこと

により、組織の活力を維持し、もって公務能率の維持増進を図ることを目的としたもので、国家公務員との間に均衡を失ないように条例規定にするものでございます。

しかしながら、例外として3つございます。

1つ目は、管理監督職勤務上限年齢制の適用除外。それから2つ目は、管理監督職勤務上限年齢の例外。それから3つ目は、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例、こういった3つの措置が規定をされておりますけれども、現在のところ、消防職にあつてはこれらの措置の適用がなされないと、このような状況でございます。

以上のことから、当組合におきましても管理監督職勤務上限年齢制に基づきまして、60歳に達した日以降から最初の4月1日までの間において管理監督職から降任すると、このようなことでございますので、法どおり執行していくというような状況になろうかと思っております。

それから、2点目の有事の際の指揮命令や消防活動、そして救急救助や救命活動、これが円滑に行われるかということで、これまで上司であった職員にちゅうちょなく命令ができるのかという問いでございますけれども、これに関しましては、災害活動へ部隊として活動するに当たりまして、その役割を大きく分類しますと、隊長そして機関員それから隊員となって、消防職員はそれぞれの役割を担う任務を理解した上で、現在活動に当たっております。

今後、管理監督職勤務上限年齢制によりまして、これまで隊長として隊を統括していた職員が機関員、またあるいは隊員として活動することになった場合、それぞれの任務を理解している消防職員においては、上司、部下の立場が逆転したとしましても、その活動命令が適切妥当なものであれば忠実に従うこととなります。

現在においても、消防指令センターと本部指揮隊に再任用短時間勤務職員を配置して災害活動に従事をしておる現状であります。再任用の短時間勤務職員の階級は、現職時から大きく降格をして、現在消防士長または消防副士長となります。上席者となる現職の指揮命令により活動しておりますけれども、それぞれの任務役割を理解していることから指揮命令系統に混乱はなく、活動ができておるのが現状でございます。

このたびの制度改正によりまして、役職定年後の職員の職責につきましては課長補佐級となりますが、場合によっては現場指揮に当たる階級の課長補佐というのは有しております。

しかしながら、管理監督職勤務上限年齢制導入の趣旨を踏まえますと、組織における新陳代謝も重要であることから、指揮命令系統においてはどのようにバランスを取っていくのかなど現在課題として捉え、対応を協議等しているという状況ではございます。

それから3つ目の質問の役職定年になる高齢の職員が現場で走り回れるか、これにつきましては後ほど警防部長のほうで答弁をしていただきますけれども、4つ目のパワハラについての質疑がございました。それについて、御答弁をさせていただきます。

まず、ハラスメントにつきましては、定年年齢の引き上げにかかわらず組織を挙げて撲滅に取り組んでいる、組合としてその状況ではございます。令和2年に消防長によるハラスメントの撲滅宣言、これを発出しまして、組織内にハラスメント通報や相談窓口を現在は開設をいたしております。これによりハラスメント発生時の対応を確立するとともに、根本的な撲滅に向けて職員の気付きを目的といたしましたアンケートや研修会を継続的に実施し、職員の意識改革に努めているところでございます。

今後も更なる取組によりハラスメントを発生することなく、高齢期職員がやりがいを持って働き続けることのできる組織づくりを進めてまいりたいと、そのように考えております。

私からは以上ですけれども、3つ目の質問につきましては警防部長から答弁をいたします。

○議長（浅田康子君） 小林警防部長。

○警防部長（小林克樹君） それでは、役職定年による高齢の職員が現場で走り回れるかというところにつきまして、答弁をさせていただきます。

60歳を超える高齢期職員については、基礎体力や健康状態に大きな個人差があり、安全配慮義務の観点から、全ての高齢期職員を現場活動に従事させることは難しいというふうに捉えております。

このため、高齢期職員が持つ知識と経験を生かしつつ、それを最大限に発揮できる部署への配置や警防体制の在り方など、市町にも参画をいただきながら検討をしているところでございます。

なお、現状の取組といたしましては、高齢期職員が引き続き活躍し続けられる体制を確保するため、高齢期職員の体力維持プログラムを策定し、現状実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

藤本議員。

○4番（藤本一昭君） それでは、定年延長に関しまして具体的にお聞きしたいと思うのですが、現在職員の数には224名程度というふうにはお伺いしとるわけですが、次年度、5年度、6年度、7年度のこの定年適用になる方々の人員とその方々がどれぐらいの、人数がどれぐらいなのかというのを教えていただきたいと思いますが。

○議長（浅田康子君） 暫時休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時22分 開議

○議長（浅田康子君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小西消防部長。

○消防部長（小西康夫君） それではお答えをいたします。

まず、令和5年度につきましては0人となっております。それから、令和6年度が2人。それから、令和7年度が0人。それから、令和8年度が5人。それから、令和9年度は0人。それから、令和10年度が2人。それから、令和11年度が0人。それから、令和12年度が8人。それから、令和13年度が0人。令和14年度が3人ということで、ここで65歳の定年が完了いたすことになっております。

○議長（浅田康子君） 藤本議員。

○4番（藤本一昭君） 結構、構成的に年齢層が若いと言うたらなんですが、定年に達する方が少ないという状況になるのかなと思うわけですが、これとこの定年延長になる方々と新規採用になる方々についての考慮とか、そういうことは考えないと思うんですが、どうなんですか。

○議長（浅田康子君） 小西消防部長。

○消防部長（小西康夫君） 先ほど、今から10年後の退職者を見ますと、今法改正がなければ50人の新陳代謝が、50人が退職されて50人を新採用ということですけども、実際にはこの10年後、隔年に今0人と言いましたけれども、10年間で20人の退職者しかありませんので、20人を新採用。ですから、30人のそれだけの差が出てきます。そのことによって、今、北はりま消防組合はいわゆる10代、20代、それから30代、それから40代、それから50代が二十数%でそれぞれ均等な、大方均等な年齢構成になっとるんですけども、この10年間の定年引上げによって、先ほど言いましたように隔年でしか今のところ現在採用ができませんので、その結果、今度は高齢期のそちらの数値がかなり上がってしまって、いわゆる10代、20代が20%を切ったそういう数値になって、年齢構成バランスが今保たれてる状況が保たれなくなるということになります。

こういったことも、いわゆる定年引上げのこういった法改正があるんですけども、我々組織の中でもいろんな課題を抱えております。

そういったことで、現在市町ともそういった内容も含めまして、そういったことで消防本部のバランス、いわゆる年齢構成もそうですけれども、警防体制の維持、そういったことも含めながら、現在市町の担当とも協議をしながら現在いろいろなことについて検討していると、そのような状況でございます。

以上です。

○議長（浅田康子君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論を終わります。

これより、第3号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(浅田康子君) 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第4号議案

令和5年度北はりま消防組合一般会計予算

○議長(浅田康子君) 次に、日程第7、第4号議案 令和5年度北はりま消防組合一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長(東田幸策君) 第4号議案 令和5年度北はりま消防組合一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

令和5年度予算には、貸与後10年以上が経過する防火衣の更新、高機能消防指令システム部分更新に係る実施設計業務、消防・救急デジタル無線とうじょう基地局の移設工事及びこれに伴う工事監理業務、並びに車両配置計画及び更新基準に基づく高規格救急自動車2台の更新整備等を主な事業として、その必要経費を計上いたしております。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億6,281万9,000円に定めようとするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページ、3ページにございます「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条地方債は、4ページ、第2表に記載しておりますとおり、消防施設整備事業に係る起債の限度額を6,670万円に定めようとするものでございます。

第3条の一時借入金は、借入れの最高額を3,000万円といたします。

当初予算における前年度との比較につきましては、事項別明細書の総括で説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。歳入です。

第1款分担金及び負担金は、7,603万4,000円の減額。第2款使用料及び手数料は、2万7,000円の減額。第5款財産収入は13万円の増額。第7款繰入金は2,255万4,000円の増額。第8款繰越金の増減はありません。第9款諸収入は1,1

99万5,000円の減額。第10款組合債は、3,280万円の増額となっております。次に、歳出です。6ページを御覧ください。

第1款議会費の増減はありません。第2款総務費は202万9,000円の減額。第3款消防費は7,652万1,000円の増額。第4款公債費は1億706万4,000円の減額。第5款予備費の増減はございません。

令和5年度歳入歳出予算の総額では、歳入歳出それぞれ3,257万2,000円の減額となっております。

なお、詳細な内容につきましては、予算説明書に記載をいたしております。

また、20ページ以降に、給与費明細書及び地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます

以上、第4号議案 令和5年度北はりま消防組合一般会計予算についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

6番、丸岡弘満議員の発言を許可します。

丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） それでは、議案第4号 令和5年度北はりま消防組合一般会計予算について、質問をしたいと思います。

まず、予算書の15ページ、16ページ、17ページをお願いいたします。

歳出の常備消防事業費の12、委託料5,580万6,000円、そして13、使用料及び分担金及び賃借料1,428万7,000円、そして17、備品購入費6,465万3,000円についてですが、令和4年度予算と5年度予算を比較しますと、これは委託料で約156万の増、そして使用料及び分担金及び賃借料で約390万円の増、そして備品購入費で約4,623万円の増となっております。本年度予算は前年比で3,257万2,000円の減額ということですが、先ほど述べましたこれら増については、ロシアによるウクライナ侵攻による世界的な原油、資材価格の高騰や物価高によるこの影響が出ているのかどうかという確認をさせていただきたいのと、そして令和4年度予算と比べ増額となっている主な理由についてお尋ねをして、1回目の質問を終わります。

○議長（浅田康子君） 小西消防部長。

○消防部長（小西康夫君） それでは、答弁をさせていただきます。

まず、現在のウクライナ状況とかいわゆる社会情勢の影響があるかどうかというのは、現在の社会情勢によりまして物価の高騰や人件費、これは今のところ上昇しているというところがございます。

それを踏まえまして、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、歳出の常備消防費の増額分についてですけれども、まず第12節委託料の5,580万6,000円が、令和4年度より156万2,000円増額している理由につきまして御説明をいたします。

近年の先ほども申しましたように社会情勢により、人件費及び部品代等の価格上昇やそれから新規事業及び計画変更をしました事業により、委託料が増額となっております。中でも、通信指令施設保守業務委託料が令和4年度に比べ227万7,000円の増額となっており、委託料増額の主な理由となっております。

次に、第13節使用料及び賃借料の1,428万7,000円が、令和4年度より390万1,000円増額している理由につきましては、令和4年度と比較しまして令和5年度に計画変更しました事業により増額となっております。その主な理由としましては、AEDのリース料で4台分の契約が終了するために新たにリース契約をする費用が170万4,000円の増額、そしてゼロックスbeat使用料のネットワークのセキュリティー使用料になりますけれども、令和4年度には第11節役務費に予算計上しておりましたけれども、令和5年度からは第13節の使用料及び賃借料に科目変更したために190万8,000円の増額となっております。

次に、備品購入費の第17節備品購入費の6,465万3,000円が、令和4年度より4,623万8,000円増額している理由につきましてですけれども、令和4年度と比較して令和5年度に新規事業及び計画変更された事業により増額したものになります。事務用備品購入費では、事務用パソコン購入により120万9,000円の増額、それから救急用備品購入費では救急シミュレーター購入による276万円をはじめとして、分娩介助や気道管理訓練用資機材等の購入によりまして、合計432万2,000円の増額となっております。また、消防用備品購入費では、耐用年数10年を経過した防火衣を更新整備する費用といたしまして4,251万3,000円を増額しており、備品購入費が増額となっている主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 原油価格や物価の高騰による影響で車両価格購入費、機器更新費用だけではなく、予測される職員の人件費、定員、定数問題など、将来的なこの組合の予算額が増となると考えておるわけですが、一方でこれスケールメリットを生かしたコスト削減を進める。たとえ10円でも100円でも節約することに取り組んでいただかないといけないんですが、このたび救急資器材管理供給業務委託料が40万円ほどの減額となっております。組合全体の予算から見ると細かい額ですけども、この放送受信料も昨年比で2万4,000円の減額となっている、この理由をお聞きしたいと思います。協議会で若干お話もあったんですが、3市1町でケーブルテレビを引いてる市町があったり契約の違いがあるようですが、細かいですけどその点もお聞きをしたいと思います。

それと、また昨年度予算では計上されていない空調設備保守点検業務委託料34万2,000円と自動車借上料13万2,000円、そして庁内情報化用機器システム料4万1,000円、それと先ほど答弁でいただいたんですけどネットワークセキュリティー使用料190万8,000円、これは科目変更ということでこれは納得いたしました。

それともう1点、施設用備品購入費47万6,000円、これもありますけれども、これら4つの説明をお願いしたいと思います。

そしてですね、備品購入費ですが、これ2年度は約2,000万、3年度は2,500万、4年度が1,800万、消防用備品購入費が約550万だったのが5年度は約6,500万と一気に数字が上がってるんですね。先ほども御説明があったように、その多くは防火衣一式、10年経過したもので4,700万ということで、これは確か毎年新しく入った署員には支給して変えていった。でも、このたび思い切ったというか、皆さん10年経過したものを一気にそろえるということで予算が上がってるんですが、このたびこの防火衣を一式、一気に購入した理由ですね。10年経過したという話もあったんですが、どういった決断、判断があったのか、これを改めて問いまして2回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（浅田康子君） 岩城企画財政課長。

○企画財政課長（岩城雅史君） それでは、先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

まず、第12節委託料及び第13節使用料及び賃借料の減額となっている理由につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、第12節委託料の中で、救急資器材管理供給業務に関わる委託料が令和4年度と比較しまして減額となっておりますが、この事業は救急現場で使用する薬剤や注射針、またAEDパッドなどの消耗資器材の在庫を抑制し、期限切れによる死蔵品をなくすこと及び安定した供給体制を確保することを目的としまして令和4年度から採用しておりますが、令和4年度中の実績を踏まえ必要とする資器材数等の見直しを図った結果、減額となったものでございます。

次に、第13節使用料及び賃借料のうち、テレビ視聴料の減額についてですが、NHK受信料に変更はなく、放送受信料で2万4,000円の減額となっております。その理由は、e o光回線の契約の中でインターネットに関する割引とテレビ視聴に関する割引の適用がありまして、令和4年7月に割引内容が変更されまして、インターネット割引が廃止された分についてテレビ受信料から合わせて割引をされていることから、放送受信料が減額となっております。

次に、増額している主な項目の理由について、御説明をさせていただきます。

まず、令和5年度予算には、第12節委託料に空調設備保守点検委託料を計上しております。これにつきましては、フロン排出抑制法により3年に1回の定期点検を行う必要があるため、所要の措置を講じたものでございます。

第13節使用料及び賃借料、第1細節自動車借上料が増額されている理由につきまして、自動車借上料ですが、消防救助技術近畿地区指導会が令和5年度は大阪府で開催され当組合からも複数の隊員を派遣しますが、有料道路の通行料や燃料費等の必要経費を勘案し、送迎用バスの借り上げを予定していることから、当該経費を計上しております。

続きまして、庁内情報化用機器システム使用料についてですが、こちらは新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、オンラインによる会議等の開催が推奨されてきましたが、当組合においても令和4年度中に予算の流用でオンライン会議システムを構築しており、そのシステム使用に必要な年間使用料として計上しているものとなります。

最後になりますが、備品購入費で第17節備品購入費のうち、施設用備品購入費につきましては、西脇消防署及び加東消防署の大会議室には式典挙行等に必要な国旗・消防旗・組合旗を掲げる設備がなく、常設するために必要なプレートを購入。また、西脇消防署仮眠室は窓がありませんので、職員の健康管理に配慮し、湿気対策として乾燥除湿機の購入に関わる経費を計上しているものでございます。

なお、防火衣等につきましては、消防部長からお答えさせていただきます。

○議長（浅田康子君） 小西消防部長。

○消防部長（小西康夫君） 最後の防火衣のことについてですけれども、当初はこの防火衣の購入につきましては4,000万を超えるという大きな予算となりますので、消防としては当初、複数年にかけて整備する予定としておりました。

しかしながら、まず幹事会にこの予算案を、複数年の予算案を提出したときに、これは一括購入したほうが当然10年も経過して、それから消防職員、活動する消防職員にとってやはり命に関わることであろうというそういった御意見もいただいた中から消防で検討し直して、そして一括予算として管理者会にお諮りをいたしました。そこで、管理者会でも一括購入ということが協議決定されましたので、この本会議において一括予算の4,000万余りの予算を計上させていただいたと、そのようなことでございます。

以上です。

○議長（浅田康子君） 丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） NHKの受診料ですね。10月から受信料を1割値下げするという事も聞いております。これ管内に13台テレビがあるということなんですが、この放送受信料というものを今一度ですね、それぞれ契約も違うようなので見直しとかしていただきたいなという思いをさせていただいているのかどうかという、視聴しない、業務に影響のない、必要ないというものはやはりコスト削減に努めていただきたいと思うんですが、そういったことをされてるのかどうか。

また、救急用の備品購入費などでも、訓練用のシミュレーター人形や特殊な機材などを購入すると高額になってしまうのは当然理解するものですが、先ほどの答弁で納得しましたが、本来北はりま消防組合の予算で執行しなければいけないこの加西消防署の機材

や施設改修工事、加西市の民間からの寄附によって改修工事や新たに導入更新ができていたりしていることから、果たして計画どおりに施設の修繕、備品購入、機器更新ができるのかどうかという、こういった心配をして質疑をさせていただきました。

最後にですね、ここに施設利用料というのがあります。これ土地所有者の関係で、今年度から6万6,000円の有料、使用料が発生するという事をお聞きしております。その訓練場所というのは、場所は聞いたんですけども、具体的にどのような練習訓練をされておられるのか存じ上げないわけですが、どれだけの面積や広さでこういった道具が要るのかということとは分かりませんが、過去に自衛隊が大型免許取得のための訓練等に鶉野飛行場跡を利用しておったんですね。そういったことから、加西市にお願いして無料で、鶉野飛行場跡でそういった訓練等ができないのかどうか、こういったこともお聞きをして3回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（浅田康子君） 暫時休憩いたします。

午後3時48分 休憩

午後3時49分 開議

○議長（浅田康子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

岩城企画財政課長。

○企画財政課長（岩城雅史君） 先ほどの3回目の御質問にお答えさせていただきます。

なお、NHKの契約につきましては、令和4年度と令和5年度に差額はございません。ですが、地域によってケーブルテレビが設置されている多可、加東と違いまして、西脇と加西にはそういう施設がありませんので若干契約の内容は違うんですが、基本的には通常の地上契約というものを契約をさせていただいております。テレビの台数分契約をしております。指令センターにあります分については、衛星契約という形にはなっております。

先ほどありました値下げ情報につきましては、値下げがされればそれに対応させていただくという形で、北はりまとしましては余分なテレビ等はございませんので、必要最小限という形で出張所には1台、消防署に2台ということで管理をさせていただいております。

あとは車の。

○6番（丸岡弘満君） 余分なテレビはないはずなんですけど、その中身、契約内容です。

○企画財政課長（岩城雅史君） 契約は通常のNHK、家庭と同じようなホームページに出ている契約しかしておりません。特にBSとかという衛星につきましては、ケーブルテレビに乗っかかっている分につきましてはその契約をしないと映らないというような状況を除きまして、それ以外の地域については通常の地上放送の契約しかしておりませんので、余分な契約はないと思います。

あと、訓練人形のほうはもう。

○6番（丸岡弘満君） いや、施設の使用料ですね。

○企画財政課長（岩城雅史君） 使用料ですね。使用料につきましては、各日常的に駐車場等で三角コーンを立てまして、大型免許を取った者に対して消防車両訓練を各署所でやっていたいておるんですが、それでもなかなか広い場所で狭隘な部分の訓練をするために、なかなかすることができませんので、加西の姫路寄りのところの神姫バスの施設をこれまでは無償で使わせていただいていたという経緯が過去にはあります。

そこで、令和5年度以降につきまして、神姫バスさんとの話合いの中で使用料を頂戴したいというようなことで、令和5年度以降にこの6万6,000円という金額を計上させていただきます。

ただ、今後検討が必要、そのままそちらで訓練をさせていただくのか、議員がおっしゃいました鶉野飛行場跡地でもしそういう場所があるのであればそちらを使わせていただくとか、いろんな過去には教習所の大型車両でさせていただいた部分もあるんですが、やはりそこも無償でというわけにはなかなかいかない状況になってきておりますので、練習場所としては苦慮しているところですが、現在のところは昨年と同じ場所を確保するために6万6,000円を計上させていただきます。

よろしいですか。

○議長（浅田康子君） 小西消防部長。

○消防部長（小西康夫君） 先ほど岩城財政課長から答弁させていただきましたけれども、テレビ視聴について少しだけ補足をさせていただきたいと思います。

といいますのは、組合発足当時、23年ですけれども、各それぞれでテレビというものを各所で保有をしておりました。その台数とかそれから契約内容とかもうばらばらな状況でございました。

そういったことで、令和元年度に署においてはテレビはもう各2台だと、それから出張所においては1台というように台数の調整を行いまして、それから契約方法につきましても、先ほど言いましたようにケーブルテレビがあるようなところ、いわゆる地域事情によりどうしてもできないところは仕方がないんですけれども、BSを除外するなど契約方法を見直して、当時コストカットに取り組みまして、それから令和2年度以降の予算に反映させたということの経緯がございます。

家庭において必要以上のそういった消防署のところでもっといいのを契約して見るとかそういう誤解をされてると思うんですけれども、決してそのようなことではないということだけ申し上げまして、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（浅田康子君） よろしいですか。

それでは、丸岡議員の質疑は終わります。

次に7番、大畑一千代議員の発言を許可します。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 通告に従いまして、御質問をさせていただきます。

まず、負担金の関係でございます。負担金の見直し、これまでからずっとお願いをしてきたわけですが、なかなか進まない。昨年3月以降、管理者会は開催されたかどうか。その回数、開催日、これをまずはお聞きしたいと思います。

それから、その管理者会で市町負担金の在り方について、見直しについて協議をされたのかどうか、お伺いします。市町負担金の協議が、負担金について協議がされたのであれば、その内容と結果について御答弁をいただきたい、このように思います。協議の結果、合意が得られなかったのであれば、その理由をお答えください。市町負担金について協議がなされなかったのであれば、またその理由についてもお尋ねをいたします。

まず、説明はこれで終わります。

○議長（浅田康子君） 片山管理者。

○管理者（片山象三君） 今、質疑のありました管理者会の開催状況等については事務的なことございますので、事務方から答弁をさせます。

○議長（浅田康子君） 小西消防部長。

○消防部長（小西康夫君） それでは、御答弁をさせていただきます。

まず1点目、昨年3月以降に管理者会は開催されたか、その回数と開催日ということでお答えをさせていただきます。

まず、昨年の管理者会の開催状況についてですが、まず4月27日、それから5月13日、7月12日、10月12日、そして今年に入りまして2月8日の計5回の管理者会を開催しております。

そして、その管理者会で市町負担金の在り方について協議をされたかということですが、市町負担金に関しましては4月27日の管理者会におきまして、協議の機会が持たれております。

そして次に、その負担金の協議をされたのであれば、その内容と結果についてということですが、それから協議の結果合意が得られなかったのであればその理由ということですが、4月27日の管理者会の内容につきましては、事務局からの提案として負担金に関する3つの案を提示させていただいております。それで考え方等について説明をさせていただきましたけれども、提案内容に対する是非の回答は避けられ、今現在各市町に持ち帰られた状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） まず、27日の1回きりで、その後5月、それから7月、10月そして2月、管理者会は開催されたけれども協議がなされなかったし、その3つの案について各市町の考え方、回答、こういったものは一切なかったということによろしいでしょうか。

○議長（浅田康子君） 片山管理者。

○管理者（片山象三君） 4月27日に事務局が提案、提示いたしましたものにつきまして、各市町が持ち帰られています。その後、各市町から議論を求める声が上がってきましたら、管理者会において協議をしてみたいと考えております。

○7番（大畑一千代君） 議長、ちょっと聞こえにくかったんですけども。

○議長（浅田康子君） もう一度、片山管理者。

○管理者（片山象三君） 聞こえます。4月27日に事務局が提示いたしました案につきまして、各市町は持ち帰られております。その後、各市町から議論を求める声が上がってきましたら、管理者会において協議をしてみたいと考えております。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） それでは、各市町からそういった協議の声がなかったというふうに理解させていただきます。

それでは、2つ目の質疑に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症、これのほうは5月8日に2類相当から5類に引き下げられることになっております。そのことで救急業務に変更はあるのか、また特殊勤務手当等はどういうふうになるのか。そういったことが予算にどのように反映されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（浅田康子君） 小林警防部長。

○警防部長（小林克樹君） ただいまの質問について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行することに伴い、救急業務に変化があるのかとの質問でございますが、現段階において検討している内容は、まずは出動時の装備についてどうするのか、また、現場出動後の消毒体制をどのように行っていくのかというところを現在検討している状況でございます。

また、搬送医療機関につきましては、現在指定医療機関への搬送が原則となっております。5類移行後の病院の受入れ体制がどのようになっていくのか、またこれまで保健所が行って入りました入院調整などが今後どのようになっていくのかなど、まだまだ十分でない状況ではあります。

いずれにいたしましても、救急業務体制において円滑に遂行できるよう検討を進めているところでございます。

私からは以上の答弁とさせていただきます、特殊勤務手当につきましては消防部長からお答えいたします。

○議長（浅田康子君） 小西消防部長。

○消防部長（小西康夫君） 予算に関する特殊勤務手当についてのことでございますので、お答えをいたします。

特殊勤務手当につきましては、特殊勤務手当の特例に関する人事院規則の一部改正に基

づきまして、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正して、別に北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例を制定いたしております。

現在は条例に基づきまして、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の救急搬送業務に従事した救急隊員には、業務に従事した日1日につき4,000円を感染症防疫作業手当として支給をしております。

今後2類から5類へ移行した場合の対応につきましては、国の考え方等も今現在はっきりとは示されていない状況でございますので、具体的な方針が示された段階で今後の手当に関する方向性が見えてくるものであると、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（浅田康子君）　これで7番、大畑一千代議員の質疑を終わります。

ほかに御質疑はございませんか。

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君）　前々から負担金の見直しを実施してほしいということをずっとお願いし続けてきておりました。昨年も反対討論をさせていただきました。今回もこの管理者会でどの程度協議がなされたのか期待をして待っておりましたが、4月27日以降全くなされていない。されていないその原因は、どちらからも声が上がらなかった、どの市町からも協議の声が上がらなかった。こういったことが原因だとはいえ、私としてはこのままこういう負担金を払い続ける、こういう割合で払い続けることに賛成はできません。

本日も原田議員が一般質問をされるのかなと思いながら、私自身も将来の人口に基づいての試算というものを一応させていただいてます。2025年、これは社会保障・人口問題研究所が提示してる数字でございますが、それに基づいて本年度の予算の、本年度じゃない来年度予算ですね、令和5年度の予算を試算してみますと、2025年社人研の人口のおりになるとすれば、また1,260万加東市の負担が増えます。ほかのところは減ります。西脇市さんで177万1,000円、多可町さんで754万8,000円、加西市さんで328万円減ります。加東市だけが1,260万円増えることになります。増えても資機材の配置も変わらない、人員の配置も変わらない。こんな理不尽なことではございませんので、見直していただきたい。見直しが成就するまでは、反対し続けるしかございません。

以上でございます。

○議長（浅田康子君）　賛成討論はありますか。

これで討論を終わります。

これより、第4号議案　令和5年度北はりま消防組合一般会計予算を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(浅田康子君) 御着席ください。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 一般質問

○議長(浅田康子君) 次に、日程第8、一般質問を行います。

7番、大畑一千代議員の発言を許可します。

大畑議員。

○7番(大畑一千代君) それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

昨年7月2日に加西市殿原町で建物火災が発生し、残念ながら住んでおられた男性が亡くなられたという火災がございました。その際に、加西消防署の男性消防署員が非番招集、これはこういう言葉を使わせてもらう、これ新聞で非番招集というふうになっておりましたのでその言葉を使わせてもらいますが、非番招集を受け飲酒状態であったため一旦断ったが、その後、自らの判断で家族が運転する車で出勤し、救助活動を行った。消防署員また課長補佐という立場の使命感、責任感がそうさせたのだらうと思うところでございますが、そのことが新聞に取り上げられたところでございます。

そこでお尋ねしたいのは、非番招集についてであります。なぜ、非番招集が必要なのか。7月27日の臨時議会、議員協議会において説明を受けましたが、非番招集は普通に行われてるという説明でございました。しかし、私の思っている広域化された消防業務の中で非番招集が普通に行われているのは理解ができない、できません。広域化のスケールメリットが生かされているといったことが言われますが、そうだったら非番招集はあり得ないこのように思います。他の署所から出勤すべきであると思いますが、考えをお聞かせください。

○議長(浅田康子君) 小林警防部長。

○警防部長(小林克樹君) ただいまの御質問に対して、お答えいたします。

非番招集につきましては、北はりま消防組合警防活動規程及び北はりま消防組合出動計画の非常招集に基づき、対応してるところでございます。

まず、北はりま消防組合出動計画では、災害出動により署の警防要員が長時間不在となる場合、次なる災害に備えるため非番招集により1分隊を確保することとしております。その他にも災害活動が長時間に及ぶ場合、現場活動隊員の肉体的及び精神的疲労を考慮した交代要員の必要があるため、それぞれの状況により所轄署長の判断により非番招集を行っております。

現在、北はりま消防では、災害の態様に応じ、管轄にとらわれず複数の隊を出動させる体制を構築しており、広域化によるスケールメリットを生かせるものと考えております。昨年7月2日の加西市殿原町建物火災の非番招集では、消火活動中の職員の適切な交代に

よる熱中症対策ができたことや、管内の他災害への出動態勢が確保でき被害を最小限にとどめることができたことなど、非番招集による効果があったものと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） この非常招集の規定がありますよね。それはそれで分かるんですが、これというのは本当に広域の、例えば火災の場合なんかでしたら山火事、大きな山火事が発生したとかですね、あるいは大規模災害、地震であったり洪水であったり、こういういったときに私は非常招集というのはなされるんだらうと、このように解釈しておったわけですが、そういう非常招集といったものが普通によくされるということはどうしても理解できないんです。その辺り、非常招集の非番招集ですね、そういったことについての考え方というのは整理する必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺りいかがですか。

○議長（浅田康子君） 小林警防部長。

○警防部長（小林克樹君） そこら辺り、当然先ほど大畑議員も言われましたように、大災害時に関しましては当然、これはまた別と考えていただいたら結構と思うんですけども、この火事に関しましては、長時間活動時間があるということと、あとその間に管轄署の隊が空になってしまう。要するに、隊が1隊できないというところから、そこで各所属署長が判断して、そこにまず1隊を持ってきたと。当然ながら、当日は炎天下で暑い中でございましたので、交代要員も含めて非番招集をしたというところでございます。

ですから、大畑議員が言っておられることも非常に理解はできるんですけども、現状の非常招集体制としては適切であるというふうに、私どもは考えております。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） そうしたら次に移りますが、令和2年度からの過去3年間で非番招集を行った件数は何件あったのでしょうか。要請に応じたかどうかではなく、要請した件数ですね。署別、年度別にお聞かせいただけたらと思います。

○議長（浅田康子君） 小林警防部長。

○警防部長（小林克樹君） それではお答えいたします。

西脇消防署からお答えいたしたいと思います。西脇消防署は令和2年度が5件、令和3年度が2件、令和4年度が5件でございます。

○7番（大畑一千代君） ちょっと聞こえない。

○警防部長（小林克樹君） すみません。西脇消防署は令和2年度が5件、令和3年度が2件、令和4年度が5件でございます。

次に、加西消防署ですが、令和2年、3年度はそれぞれ11件、令和4年度は8件でございます。

○7番（大畑一千代君） 8件。

○警防部長（小林克樹君） はい、そうです。

最後に加東消防署でございます。令和2年度が4件、令和3年度が1件、令和4年度が1件です。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 今これ聞きましたら、本当に相当な、火事のたびに非番招集というのがなされているのかなと思うぐらいにされてるんですけども、これであれば非番の方はゆっくり休めないですよ。出かけることもできない、お酒を飲むこともできない。これ休日と言えるんでしょうか。これでよいのか、どう思ってるのかお聞かせください。

○議長（浅田康子君） 小林警防部長。

○警防部長（小林克樹君） 北はりま消防組合警防活動規程において、「職員は非常招集を受けたときは、直ちに各所属、指定された場所があるときは当該場所に参集しなければならない」と規定しております。

よって、私たち消防職員は、拝命された段階で災害時において非番に召集されるのは当然であるという認識でございます。

しかしながら、私生活における制約は設けておらず、諸事情により召集に応じられない場合は、理由を述べ召集の辞退を申し出るところであり、拘束されているという認識はないものと考えております。

対価につきましても同様と捉えております。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） これ今聞きましたら、非番招集はされて当たり前ですか。こんなよう辛抱できますねというのが私の率直な気持ちですわ。休めないしどこへも行けないし。断ろうと思えば断れますけど、それだったら断られないような制度じゃないですかね、これは。これで、それが本当に先ほども聞きましたけど、それでええと思っておられるんですかね。職員から不満とか当然上がってくると思うんですけど。ちょっと啞然としてしまいましたけども。普通の、まあ言えば普通の火事ですよ、これ。先ほども言いましたように、大地震であったり洪水だったり本当に規模が大きい、そのときはもう市の職員だって当たり前ですよ、もう。震度4ぐらいの地震が起きたら全部参集せい、そんなんは当然に決められてるんだろうと思うんですけど、まあ言わば普通の、普通の火事と言ったらいけないかも分かりませんが、まあ火事でしょ。非常備消防も出ますよね、もちろん。そこに消防署員がそのたびに非常招集かけられて、非番招集かけられて休みもなにもないのが普通なんだと。この認識はどうなんですかね。これ消防長あるいは管理者、どうお考えですか。

○議長（浅田康子君） 東田消防長。

○消防長（東田幸策君） なかなか考え方が、そこは理解できないということなんですけ

ども、1つ私ども召集する中でキーワードを持っています。先ほど警防部長からも説明がありましたけど「長時間に及ぶ場合」というのを1つのキーワードとしてまして、やっぱり災害で、短時間で終わる火災もあれば2時間、3時間、建物火災でも大きな火災になると一昼夜、そういった状況になりますので、その間、それとは別に今広域化のスケールメリットの中で、初動から市町の管轄の枠を超えて隊が出動しております。そのことによってほかの市町も警防体制が空になります。そういったことも埋めるために、必要な人員を召集して確保しているというのが我々の今の考え方です。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） いや、分かりますけども。各消防から出ちゃったら、それぞれの署なり出張所なりが空になるから、だったらそれと今回とは違いますよね、これ。非番召集をされたんとは。現場へ来てくれという召集をされとるんでしょ、これは。これまで件数を聞かせてもらいましたけども、そういうことをされとるんじゃないですか。

要はですね、この署あるいは出張所が空になるから、もしものときは来てくださいよという非番召集というんですか連絡だったら分かりますよ、まだ今おっしゃったのはね。そうじゃないんじゃないですか。現場へ来いじゃないですか。それはどうなのかなということをお願いするんです。空になるから、空になるからそちらでもしものときがあったら大変だから自宅で待機しといてくれぐらいだったらまだ分かりますけどね。その辺りのことも含めて、ちょっとこの勤務の体制というんですか、あまりにも過酷だなというふうに思うんですよ。それをどうお考えかというふうに思うんですが。

○議長（浅田康子君） 東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 規程上の表現の仕方にも問題があるのかなというふうに考えています。この規定しておる強制力を持たすような「直ちに参集しなければならない」という文言ですけれども、恐らく大地震が起こったとか市町を覆うような災害に襲われたときは当然消防職員として駆けつけて真っ先に現場対応に当たる、これが消防使命と思ってます。だから、そういうところではこういう意識を持って参集して、いつでも心構えを持たな駄目ですよという、そういうことだと私は理解をしております。

ただ、そうでない災害もございます。建物火災、通常前年度でしたら数十件あったやないかと、それも全て非常召集の対象かということですけども、決してそうではないということです。それはあくまでも火災の態様に応じて所轄署長の判断、そのキーワードというのが「長時間に及ぶ」というのが1つです。長時間に及ぶことによって、ほかの管轄署所が空になるというのも1点。もう1点は、職員の体力消耗に応じて交代要員を確保する必要があると、そういった判断でございます。この殿原町の火災の場合は真夏の火災です。真夏の建物火災で防火衣を着装して長時間の活動に関わるというのは、これはかなり体力の消耗があるので適当な時間帯を見て、活動時間を見て交代要員を補充するというのが1つの考え方ですので、その要員を確保する意味で召集させていただいた。

それとあと、何かあれば人を呼ばばいいんじゃないかというようなことですが、それでは即応はできない。やはり初動が遅れるというのは、やっぱりその後の被害の拡大というのにつながりますので、そういったところも踏まえて、あくまでも所轄署長という判断で招集をさせていただいた結果、先ほど各署の出動件数、それぞれ部長から報告をさせていただきましたが、そういった結果がそういったことになったということでございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） それでは次に移りますけども、4番目ですね。職員数が足りない、それから配置が適切でない、そういう考え思いはありませんか。

○議長（浅田康子君） 小林警防部長。

○警防部長（小林克樹君） 職員数については、救急車1台当たり3名、消防自動車及び特殊車両1台当たり3名～4名を基準に、北はりま消防管内3署7出張所に職員配置しております。

令和4年4月1日時点で、西脇市が1署1出張所で46名、加西市が1署2出張所で52名、加東市が1署1出張所で45名、多可町が3出張所で30名の職員を3市1町に配置しております。

また、この職員配置数につきましては各車両の最低人員でございますので、災害件数にかかわらず最低この職員配置数が必要になります。通常の災害対応についてはこの職員配置数で対応しておりますが、非番招集が必要かの御質問でもお答えしましたとおり、災害出動により署の警防要員が長時間不在となる場合、また肉体的及び精神的疲労により交代要員が必要と判断される場合は、召集で対応してるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） まあまあまあ、これでいきますよということだと思います。職員数が足りないということも、配置が適切でないということもないんだろうというふうに解釈をさせていただきます。今後の活動をまた見守りたいなと思います。

5番目ですけども、加東消防署から救急車がこのとき出動しております。なぜ加東消防署だったのか。西脇の本部から本部指揮隊は出ておりますが、なぜ西脇署若しくは多可南出張所から出動できなかったのか。署所別の、議員協議会のほうでも配られましたが、署所別の管轄外出動件数が示されておりますが、加東市への西脇署からの出動が目立ちます。このことについては以前に申し上げましたが、それなのになぜ加東署から救急車が出動したのか疑問に思います。なぜ加東署からだったのか、お聞かせください。

○議長（浅田康子君） 小林警防部長。

○警防部長（小林克樹君） 各種災害に出動する車両等については、北はりま消防組合出動計画に基づき、警防体制の確保に万全を期しているところでございます。災害発災管轄

箇所が他の災害等に対応が不可能な場合は、基本的には災害発生場所に近い隣接署所から優先に選択されるよう、指令システムにデータ編成されております。

当該災害時においては、発生場所に近い多可南出張所が選択されるべきではありますが、多可南出張所が他の災害で対応中であったため、スケールメリットを生かし次に発生場所に近い加東消防署から出動し対応したものでございます。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 了解しました。

そしたら次の項目、大項目に移ります。資機材の適正配置についてお伺いをいたします。

令和3年10月18日、丸岡議員申し訳ない、一般質問をお借りいたします。丸岡議員の一般質問に対する和久井警防部長の答弁がございました。「今後は出動頻度の高くない特殊車両の適正配置をさらに進める予定ですが、多用途に活動できる車両の導入によってより効率的な活動が行えるものと考えております。また、現有の資機材の配置についても適宜見直しを図り、計画的かつ効率的な整備を進めていけるよう検討しております」との答弁がございました。

その後の状況について、お尋ねをいたします。

1つ目として出動頻度の高くない特殊車両の適正配置をどのように進めたのか、お伺いをいたします。

○議長（浅田康子君） 小林警防部長。

○警防部長（小林克樹君） 特殊車両の配置についてですが、北はりま消防組合消防体制整備計画に基づき、計画的に進めているところでございます。

特殊車両は化学車、水槽車、救助工作車、はしご車の4車種になります。現在、化学車、水槽車は各1台、救助工作車、はしご車についてはそれぞれ2台を配置しております。当初3台あった救助工作車は、平成28年度に加西消防署の救助工作車車検満了に合わせて廃車をし、加東消防署の救助工作車を加西消防署に配置換えを行い、現在2台の配置となっております。

なお、加東市内の救助事案の一次対応につきましては、水槽付消防自動車に救助資機材を積載することで対応しています。

次に、はしご車については、令和4年10月に加西消防署のはしご車を車検満了に合わせて廃車をし、2台の体制といたしました。はしご車については、西脇消防署に配置していた25メートル級のはしご車を北はりま消防組合のメインのはしご車とし、加西市への対応も考慮し、令和4年10月に加東消防署に配置換えを行っております。また、加東消防署に配置しておりました15メートル級のはしご車については、機動性を考慮し西脇消防署に配置換えを行い、多可町にも対応できるよう効率的な運用を目指しております。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） ちょっとお尋ねするんですけど、この件に関してね。はしご車であつたり加東消防署に移されたりとかされますよね。これというのは、それに引ついで職員は動いたりするんですか。

○議長（浅田康子君） 小林警防部長。

○警防部長（小林克樹君） いえ、それはございません。人が一緒に車と異動するということはございません。そのままの配置で車両の入替えという形になります。

以上です。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） そしたら車が来てもどなたでもと申しますか、そのはしご車だったらはしご車、救助工作車だったら救助工作車に対応できるというふうな技術的なことというのはもう十分、それぞれ満たされている職員ということですね。確認です。

○議長（浅田康子君） 小林警防部長。

○警防部長（小林克樹君） 配置換え約1か月前から、それぞれ入れ替える車両に関して、例えば西脇署に加東署のはしご車が来る場合は、その加東署の訓練を約1か月かけてします。当然、西脇署にありますはしご車に関しましては、加東署の職員が1か月間、その取扱い説明をして万全を期すという形を取っております。

ですから、現場活動的には支障がないというふうに思っております。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 了解しました。

それから2番目ですけども、多用途に活動できる車両の導入、これは実施されたのかどうか。その内容はどうなのか、お聞かせください。

○議長（浅田康子君） 小林警防部長。

○警防部長（小林克樹君） 多用途に活動できる車両の導入については、整備予定はなく、現段階では検討中でございます。

現在、各メーカーから多用途に活動できる車両が開発されてる中、今後交通事故での車両火災発生を考慮し、救助工作車に消火機能を持たせることも検討中であり、人員や地域性、災害事案などを考慮し、当消防組合に適した車両を検討していくとともに、他の消防本部で導入されてる多用途車両の配備状況及び使用状況について積極的に調査研究を行い、計画的かつ効率的な配備計画を進めていけるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 最後の質問です。

3番目、現有の資機材配置の見直し状況と計画的かつ効率的な整備の検討結果、これについてお答えください。

○議長（浅田康子君） 小林警防部長。

○警防部長（小林克樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

人的、財政的な支援に限られる中、現在北はりま消防組合の地域性及び組織構成に配慮した仕様に統一した資機材の配備計画を立て、より高い費用対効果を得るために北はりま消防組合消防車両及び資機材検討委員会を設置し、各署所から委員を選出、検討会を開催しております。今年度は空気呼吸器のボンベ配置計画を見直し、ボンベ1本当たり現在の価格20万円とした場合、8年間で約1,300万円の経費削減を計画しています。また、空気呼吸器等の保守点検は重要資機材のため毎年実施していますが、高額となるため経費削減の研究を進めてるところです。

今後は職員の定年延長により警防力を低下させない取組が必要であり、一層の資機材の選定が重要になることから、計画的かつ効率的な整備を進めていけるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） これで7番、大畑一千代議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、第47回北はりま消防組合議会定例会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田康子君） 御異議なしと認め、第47回北はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

午後4時34分閉会

挨拶

○議長（浅田康子君） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今期定例会に付議されました案件につきまして、議員各位の慎重な御審議により滞りなく議了できましたことを厚くお礼申し上げます。管理者以下、執行者におかれましては、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

議員各位におかれましては、健康に十分留意され、消防行政の積極的推進と地域住民の安全・安心に御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

次に、片山管理者から御挨拶があります。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第47回北はりま消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日、提案をさせていただきました案件につきまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案のとおり御決定を賜りました。心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

2月6日に発生したトルコ・シリア地震では、地震の死者が5万人を超え、東日本大震災の関連死を含む死者・行方不明者を超える大災害となり、日本からも多くの緊急支援チームが派遣され、支援活動が行われています。

我々も、いつ、どこで何が起こるか分からない災害に備え、地域住民の方々に、安全・安心を提供できるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、御健勝にて御活躍いただきますことを祈念申し上げ、今後とも北はりま消防の運営に一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（浅田康子君） 管理者の御挨拶が終わりました。

これをもって、散会いたします。

本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 浅田 康子

会議録署名議員 丸岡 弘満

会議録署名議員 大畑 一千代